

(仮) 滋賀県みどりの食料システム基本計画 (案)

令和4年〇月〇日

滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市
 栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市
 日野町、竜東町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

みどりの食料システム法第16条第1項に基づく基本計画として、「滋賀県環境こだわり農業推進計画（平成31年（2019年）3月策定）」（別紙1）並びに「みらいを創るしがの農林水産業気候変動対策実行計画（令和4年（2022年）3月策定）」（別紙2）を位置付けることとし、同法第16条第2項各号で定められた項目については以下のとおりとします。

(1) 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

目標項目	目標値	目標年度
環境こだわり農産物（米） ^{※3} の作付面積割合 ^{※1}	50%以上	2022（R4）
カバークロープ取組面積 ^{※2}	800ha	2026（R8）
オーガニック農業取組面積 ^{※2}	500ha	2026（R8）
長期中干し実施面積 ^{※2}	12,000ha	2026（R8）
秋耕実施面積 ^{※2}	19,100ha	2026（R8）
施設・農業機械の省エネ化の推進 ^{※2}	121t-CO ₂	2030（R12）
燃油削減運動に取り組んだ漁船の割合 ^{※2}	80%	2026（R8）

（※1 別紙1-1 10頁参照）

（※2 別紙1-2 25,26,36頁参照）

（※3 環境こだわり農業・農産物：化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量（別紙2）を相当程度下回って行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、その他環境との調和に配慮した措置を講じて対象農作物を栽培する農業。またその栽培方法（相当程度：慣行的使用量の5割以下）によりできた農産物を知事が認定した農産物。）

(2) 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

- ・化学合成農薬の効果的な使用やICT導入によるきめ細やかな用水管理や肥培管理等の取組の推進を通じて、環境こだわり農産物の生産の安定化と拡大を図ります。

（別紙1-1 9頁参照）

- ・ 耕畜連携による家畜排せつ物のたい肥としての利用の促進やペレット化等によるたい肥の利便性の向上、レンゲやヘアリーベッチ等の緑肥作物の利用推進などにより、農地土壌への有機物施用を推進します。

(別紙 1-1 9 頁、別紙 1-2 14 頁参照)

- ・ 水稲では「栽培手引き」の作成や研修会等の開催による、低コスト安定技術（目標収量 420kg/10a）の確立・普及、茶では有機栽培茶の安定栽培技術の確立および有機 JAS 認証に適合する茶園管理技術の確立など、オーガニック農業（有機農業）に必要となる栽培技術の開発や普及を通じ、水稲、茶を中心にオーガニック農業の取組面積の拡大を図ります。

(別紙 1-1 14 頁,15 頁、別紙 1-2 14 頁参照)

- ・ 中干しの期間を通常より長い 14 日間以上実施する「長期中干し」や、水稲収穫後の秋に稲わらを鋤き込む「秋耕」の取組の推進により、水稲栽培期間を通して排出されるメタンガスの削減を図ります。

(別紙 1-2 13 頁参照)

- ・ ヒートポンプや二重カーテン等の省エネ効果の高い園芸施設等の普及促進を図ります。

(別紙 1-2 13 頁参照)

- ・ 漁船の航行速度を 1 割低減することで、燃油消費量と二酸化炭素量を削減できることから、漁業者に対して「燃油削減運動」として取組を推進します。

(別紙 1-2 19 頁参照)

(3) 基盤確立事業の活用に関する事項

- ・ 化学合成農薬や化学肥料を大幅に削減した栽培方法で作付けされ、収量、品質が安定する水稲新品種を育成します。

(別紙 1-2 15 頁参照)

- ・ 先端技術の導入等を促進するため、関係事業者・団体等と連携・協力しながら取組を進めます。

(別紙 1-1 18,19 頁参照)

(4) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

- ・環境こだわり農業の意義や環境保全に資する効果、農業者の努力などを発信するとともに、各種メディアを活用した環境こだわり農産物の生産・販売情報の発信や、こだわり滋賀ネットワーク*などの消費者団体との協働などにより、環境こだわり農業や農産物への理解促進と利用拡大につなげます。

※生産者、消費者、企業、団体、行政などで構成。会員が集い共に考え行動することにより、県民への食の安心感の醸成、地産地消の推進等を図ることを目的とした団体

(別紙 1-1 9 頁参照)

- ・飲食店や事業所食堂等において、環境こだわり農産物の積極利用を推進するとともに、「おいしが うれしが」キャンペーン*登録事業者に対して、環境こだわり農産物の販売や取扱を働きかけます。

※県と食品販売事業者が協働して、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」を推進する運動。

(別紙 1-1 10 頁参照)

- ・子どもたちが環境こだわり農業やその琵琶湖等の環境保全に果たす役割について学ぶ機会を設けるなど、食育を推進します。

(別紙 1-1 10 頁参照)

(6) その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

- ・農業者や農業団体、農産物販売業者、消費者等がそれぞれの立場で主体的に連携して取組を進めます。

農 業 者：環境こだわり農業の実践と環境こだわり農産物の生産拡大を進めます。

農 業 団 体：農業者が環境こだわり農業にまともって取り組めるよう、組織化や指導・支援を行います。

農産物販売業者：環境こだわり農産物を積極的に取り扱うとともに、生産と消費をつなぎます。

消 費 者 等：環境こだわり農業への理解を深め、環境こだわり農産物等の積極的な利用に努めます。

(別紙 1-1 18 頁参照)

- ・県と市町が連携し、モデル地区となりうる特定区域の設定に努めます。
 - ・農業者が取り組みやすく、収益の見込める生産技術の開発・普及を推進するとともに、きめ細やかな栽培指導に努めます。
- ・（２）に基づき、環境負荷低減活動の促進を図るほか、木質バイオマスのエネルギー利用促進による二酸化炭素排出量の削減や、計画的な除間伐に基づく森林管理プロジェクトによって、さらなる森林整備や森林吸収源対策を推進し、持続可能な温室効果ガス削減につなげるなど、県産材をはじめとした森林資源の循環利用を推進します。
- （別紙２ 21 から 22 頁）

<関連する計画の概要>

別紙 1-1 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画

計画期間：平成 31 年度（2019 年度）から令和 4 年度（2022 年度）

※令和 4 年度中に改定する予定。

別紙 1-2 みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画

計画期間：令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）